

\* 院内掲示 \*

(2024年 11月 1日現在)

平成18年3月6日付厚生労働省告示第107号に基づく「厚生労働大臣が定める掲示事項」は、下記の通りです。

**【入院基本料に関する事項】**

各病棟では、下表のような看護職員・看護補助者を配置しております。

病棟名		看護職員	看護補助者
一般病棟	東病棟5. 4. 2階	入院患者様7名に対し1人以上	入院患者様50名に対し1人以上 (みなし看護師含む)
地域包括ケア病棟	東病棟3階	入院患者様13名に対し1人以上	入院患者様30名に対し1人以上
回復期リハビリテーション病棟	南病棟3階		
療養病棟	南病棟4階	入院患者様20名に対し1人以上	入院患者様20名に対し1人以上
	南病棟5階		
	北病棟2階		
緩和ケア病棟	北病棟1階	入院患者様7名に対し1人以上	

**【関東信越厚生局長への届出に関する事項】**

1. 当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

・一般病棟入院基本料	・がん性疼痛緩和指導管理料
・急性期一般入院料1	・がん患者指導管理料イ
・看護職員夜間配置加算(看護職員夜間16対1配置加算)	・がん患者指導管理料ロ
・夜間急性期看護補助体制加算(100対1)	・がん患者指導管理料ニ
・急性期看護補助体制加算(50対1)	・腎代替療法指導管理料
・急性期看護補助体制充実加算1	・二次性骨折予防継続管理料1 2 3
・療養環境加算	・夜間休日救急搬送医学管理料の注3に 掲げる救急搬送看護体制加算
・重症者等療養環境特別加算	・開放型病院共同指導料
・療養病棟入院基本料1	・がん治療連携指導料
・療養病棟療養環境加算1	・肝炎インターフェロン治療計画料
・経腸栄養管理加算	・薬剤管理指導料
・地域包括ケア病棟入院料2	・医療機器安全管理料1
・看護職員配置加算(50対1)	・在宅療養後方支援病院
・回復期リハビリテーション病棟入院料1	・持続血糖測定器加算及び皮下連続式グルコース測定
・緩和ケア病棟入院料2	・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に 掲げる遠隔モニタリング加算
・看護職員処遇改善評価料37	・心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
・入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)	・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
・診療録管理体制加算2	・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
・医師事務作業補助体制加算1(15対1)	・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
・医療安全対策加算1	・がん患者リハビリテーション料
・医療安全対策地域連携加算1	・集団コミュニケーション療法料
・感染対策向上加算1	・静脈圧処置(慢性静脈不全に対するもの)
・栄養サポートチーム加算	・エタノールの局所注入(甲状腺・副甲状腺)
・患者サポート体制充実加算	・人工腎臓1(慢性維持透析を行った場合)
・入退院支援加算1	・導入期加算2及び腎代替療法実績加算
・入院時支援加算	・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
・データ提出加算2	・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
・救急医療管理加算	・酸素加算
・後発医薬品使用体制加算2	・医科点数表第2章第10部 手術の通則の16に掲げる手術(胃瘻造設術)
・病棟薬剤業務実施加算1	・ペースメーカー移植術・交換術
・認知症ケア加算1	・大動脈バルーンパンピング法(ⅠABP法)
・せん妄ハイリスク患者ケア加算	・経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
・外来腫瘍化学療法診療料	・バルーン閉塞化逆行性経静脈的塞栓術
・外来化学療法加算1	・輸血管理料Ⅰ
・連携充実加算(外来化学療法加算)	・輸血適正使用加算
・無菌製剤処理料	・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
・画像診断管理加算2	・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
・冠動脈CT撮影加算	・麻酔管理料(Ⅰ)
・CT撮影及びMRI撮影(64列以上)	・初診料(歯科)の注1に掲げる基準
・検体検査管理加算Ⅰ・Ⅱ	・歯科外来診療医療安全対策加算1
・時間内歩行試験及びシヤトルウオーキングテスト	・歯科外来診療感染対策加算1
・ヘッドアップティルト試験	・歯科治療時医療管理料
・コンタクトレンズ検査料1	・クラウン・ブリッジ維持管理料
・心臓ペースメーカー指導管理料の注5に 掲げる遠隔モニタリング加算	・歯科口腔リハビリテーション料2
・外来栄養食事指導料の注2	・CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
・糖尿病合併症管理料	・歯科疾患在宅療養管理料の注4に規定する 在宅総合医療管理加算及び在宅患者歯科治療時医療管理料
・糖尿病透析予防指導管理料	・BCRA1/2遺伝子検査(血液)
・高度腎機能障害患者指導加算	・報告書管理体制加算
・外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ	
・歯科外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ	
・入院ベースアップ評価料40	

2. 当院は、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っています。

入院時は、管理栄養士または栄養士によって管理された食事を以下の時間に適温で提供させていただきます。  
朝食：午前7：30 昼食：午後12：00 夕食：午後6：00

区分	1食あたりの負担額
一般の方	490円
	指定難病患者 280円
住民税非課税世帯	90日までの入院 230円
	90日を超える入院 180円
住民税非課税かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の方	110円

こちらの表に該当がない方も、負担額の変更がございますのでご了承ください。

※注：住民税非課税世帯の入院日数は、過去1年間の入院日数になります。

**【DPC対象病院について】**

当院は入院医療費の算定に当たり、包括評価と出来高評価を組み合わせで計算する

「DPC対象病院」となっております。

※医療機関別係数1.4560(基礎係数1.0451+救急補正係数0.0261+機能評価係数Ⅰ0.3247+機能評価係数Ⅱ0.0601)

**【保険外負担に関する事項】**

当院は、別紙の事項について、その使用に応じた実費の負担をお願いしています。

**【選定療養費に関する事項】**

1. 当院一般病棟(東病棟2階～5階)では、入院期間が180日を超えた患者様には選定入院料として

1日につき、2,480円を保険診療一部負担金の他に、お支払いいただきます。

2. 初診時・再診時選定療養費

種別	料金(消費税課税)	
	医科	歯科
初診時の選定療養に係る費用	7,700円	5,500円
再診時の選定療養に係る費用	3,300円	2,090円